

名古屋市教育委員会定例会

令和 7 年 3 月 24 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

報 告

- 日程 1 民事調停の申立てについて（報告第21号）
- 日程 2 「市立学びの多様化学校等のあり方に係る有識者等会議」のまとめについて（報告第22号）
- 日程 3 いじめの重大事態の報告について（報告第23号）
- 日程 4 名古屋市における土・日曜日のクラブ活動の実施方針について
(報告第24号)
- 日程 5 博物館展示室リニューアル改修その他電気工事の工事請負契約の締結について（報告第25号）
- 日程 6 博物館リニューアル改修弱電設備その他電気工事の工事請負契約の締結について（報告第26号）
- 日程 7 博物館リニューアル改修外構その他電気工事の工事請負契約の締結について（報告第27号）

議 事

- 日程 8 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について
(第28号議案)
- 日程 9 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案について（第29号議案）
- 日程10 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について（第30号議案）
- 日程11 名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則案について（第31号議案）
- 日程12 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について
(第32号議案)
- 日程13 名古屋市入学支援金条例施行規則案について（第33号議案）
- 日程14 名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について
(第34号議案)
- 日程15 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について（第35号議案）
- 日程16 名古屋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について（第36号議案）

- 日程17 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について
(第37号議案)
- 日程18 名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について
(第38号議案)
- 日程19 名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について (第39号議案)
- 日程20 名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律施行条例別表第1に掲げる事務並びに別表第2に掲げる
事務及び特定個人情報情報を定める規則案について (第40号議案)
- 日程21 専修学校廃止の認可について (第41号議案)
- 日程22 名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について
(第42号議案)
- 日程23 不登校児童生徒の多様な学びの保障に向けた支援方策 N a g o y a
H E A R T P l a n (なごやハートプラン) の策定について
(第43号議案)
- 日程24 名古屋市デジタル学習基盤整備計画の策定について (第44号議案)
- 日程25 名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について (第45号議案)
- 日程26 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について
(第46号議案)
- 日程27 名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部を改正する規則案について
(第47号議案)

出席者

坪 田 知 広 教育長
栗 生 万 琴 委 員
山 本 久 美 委 員
中 谷 素 之 委 員
園 田 理 委 員

教育次長始め、事務局員33名 ※傍聴者0名

(坪田教育長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、栗生委員がオンラインでの出席となっております。

本日の案件は、報告事項が7件、議案が20件となっております。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

日程第1「民事調停の申立てについて」は、名古屋市教育委員会会議規則第6条第1項第6号「個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する事」と及び規則同項第7号「その他会議を公開することにより教育行政の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事項に関する事」に該当するため、日

程第3「いじめの重大事態の報告について」は、規則同項第6号「個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する事」に該当するため、日程第25「名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について」及び日程第26「名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について」は、規則同項第2号「附属機関等の委員の任命又は委嘱に関する事」に該当するため、非公開にて審議したいと思います。

会議録につきましても、日程第1、3、25及び26につきましても、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

この場合、議事進行の都合により、日程第1、3、25、26を後の議題とさせていただきます、公開で、日程第8～20、27、24、23、21、22、2、4～7、非公開で、日程第26、1、25、3の順で進めさせていただきたいと思います。

それでは、日程第8、第28号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」から日程第20、第40号議案「名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1に掲げる事務並びに別表第2に掲げる事務及び特定個人情報等を定める規則案について」及び日程第27、第47号議案「名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部を改正する規則案について」まで、以上14件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(東海林総務課長)

日程第8から日程第20まで及び日程第27は、教育委員会規則の改正でございますので、一括してご説明いたします。

なお、個別にご説明するもの以外は、令和7年4月1日が施行の日でございます。

資料1ページをご覧ください。日程第8、第28号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

この改正は、2月定例会においてお示ししました令和7年度の教育委員会事務局の組織改正に伴い、教育委員会における事務局の組織の名称と所掌事務等の規定を整備するものでございます。

17ページをご覧ください。日程第9第29号議案「名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案について」は、令和7年度より新たに看護師が配置されることから看護師の補職名を定めるものでございます。

20ページをご覧ください。日程第10、第30号議案「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について」は、子ども応援課に所属するスクールカウンセラー等の勤務時間の特例を新たに定めるものでございます。

少し飛びまして31ページをお願いいたします。日程第11、第31号議案「名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則案について」は、大きく2点の改正がございします。

1点目は、令和7年4月より、各学校幼稚園においてどのような子どもを育てていきたいのかを、学校と地域家庭がともに考えていくために、なごやコミュニティ・スクール制度を導入することに伴い、これまでに実施しておりました学校評議員制度を廃止するものでございます。

2点目は、教務主任制度の取扱い及び主幹教諭制度の運用の見直しに伴いまして、特別支援学校に主幹教諭を置くものでございます。

次に36ページをお願いいたします。日程第12、第32号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」は、これまでこの規則に定めていた特別支援学校の高等部の定員を別に定めることとするものでございます。

39ページへまいりまして、日程第13、第33号議案「名古屋市入学支援金条例施行規則案について」でございします。

2月市会で議決されました名古屋市入学支援金条例の施行に関しまして、受給資格及び申請手続き等必要な事項を定めるものでございます。主な内容としましては、受給資格の判断の基準日を7月1日とし、受給資格の一つとして条例に規定されている「経済的理由により就学の支援が必要と認められる者」を認定するにあたりまして、生徒の保護者が複数ある場合や、生徒の保護者の配偶者であるが、生徒の親権者でない者がある場合には、この全ての者の経済状況を判断の基準とすることといたします。

続きまして、44ページをお願いいたします。日程第14、第34号議案「名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について」は、経済的理由によって高等学校等に就学することが困難な者に対して支給する奨学金について、受給資格の判断を公平に行うため、生徒の保護者の配偶者であるが、生徒の親権者ではない者の経済状況についても、判断の基準に加えるものでございます。

47ページをお願いいたします。日程第15、第35号議案「名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について」は、2点の改正内容がございします。

1点目は、生活保護法に規定する要保護者等であり、名古屋市に住所を有する者であって、名古屋市を設置する小中学校以外の公立の小中学校、又は義務教育学校に在学する者の保護者を、この規則の就学援助の対象者に加えるものでございます。

2点目は、令和8年度から、8月が就学援助の期間の満了月である場合について、保護者の継続申請手続きを不要とするものでございます。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日でございます。ただし、継続申請の規定の改正につきましては、令和 7 年 10 月 1 日に改正をいたします。

続きまして 52 ページをお願いいたします。日程第 16、第 36 号議案「名古屋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」は、これまで規則で定めておりました、名古屋市立学校が野外教育センターを使用するために提出する使用承認申請書につきまして、事務効率向上の観点から、実情に応じて適宜変更することができるよう別に定めることとするものでございます。

55 ページをお願いいたします。日程第 17、第 37 号議案「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」は、小学校体育館に冷暖房設備の設置を開始したことから、冷暖房の使用を希望する専用使用者から、その使用に係る料金を徴収するものでございます。

58 ページをお願いいたします。

日程第 18、第 38 号議案「名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について」は、事務負担の軽減のため、教職員等を除く市職員の永年勤続職員表彰について、休職期間等を除算せずに、勤続期間を算定することとされたことから、教職員の永年勤続職員表彰におきましても、同様の改正を行うものでございます。

62 ページをお願いいたします。

日程第 19、第 39 号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について」は、2 点の改正内容がございます。

1 点目は、令和 8 年度から北図書館等の管理を指定管理者に行わせることに伴いまして、指定管理者の指定の手続きに係る規程を整備するものでございます。

2 点目に、酷暑により自動車図書館の巡回時に、利用者及び自動車図書館事業の従事者に体調不良となる者があったことから、夏季期間の自動車図書館の巡回を取り止め、休止する巡回の前の巡回時に貸出することができる冊数を増やす対応を行うために、自動車図書館の貸出冊数の上限を増やすものでございます。

65 ページをお願いいたします。

日程第 20、第 40 号議案「名古屋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第 1 に掲げる事務並びに別表第 2 に掲げる事務及び特定個人情報等を定める規則案について」でございます。

個人番号の利用範囲を定める名古屋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例におきまして、教育委員会規則で定めるものとされた事務を定めるものでございます。

最後に 68 ページをお願いいたします。

日程第 27、第 47 号議案「名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部を改正する規則案について」は、見晴台考古資料館に勤務する再任用短時間勤務職員の勤

務時間の特例等を定めるものでございます。

以上14件につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご質問、ご意見があればお願いします。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございました。該当する議案のところが二つほどあったかと思うのですが、就学援助に関することで、法律上の親御さんでない場合にも経済状況を勘案するというのは、今回そのルールで、様々な市教委に関わる就学援助の基準を統一するという意味だと理解していますが、法律上あるいは実務上の問題というのはいえなないか、つまりは実際に夫婦関係なりが成立していないとか、経済的なやりとりが生じていないというような場合にどうするかというのはこのあたりのことで問題になってくると思うのですが、どういうふう理解、整理されているか教えてください。

(津田学事課長)

まず1点目、他の奨励制度との横並びというのは、ご指摘のとおりでございます。

きっかけといたしましては名古屋市奨学金制度というものがございまして、これは高校生段階の奨励制度でございますが、年額6万円、あるいは私立であれば7万2,000円を給付している制度がございまして、そちらの方でも、選考にあたっては、一定その所得等の情報を当然所得要件としているのですけれども、かねてより課題ではあった事柄ではございますけれども、再婚をされた場合に、養子縁組等をしていない場合は、たとえ再婚された相手方が、一定の所得を有していても対象とはならない。要は、お母様の所得だけしか見ないということがあることによって、本来であれば対象外である世帯にもかかわらず、年収要件をクリアしてしまうというケースが生じているということが課題としてございましたので、今回就学援助の見直しもそうでございますし、今、言いました名古屋市奨学金制度についても、同様の改正を行うことによって、公平性を一定担保しながら、制度運用していきたいというようなものでございます。

(中谷委員)

ありがとうございます。そうするとそれによって不利益が生じるということは考えにくい、もしくは実態にそぐわないことは少なくなるであろうというご判断ですか。

(津田学事課長)

はい。むしろご指摘のとおり、そういった形でより厳格に制度が運用されるものと考えております。

(中谷委員)

わかりました。いろんなケースがあると思いますが、なるべく公平性と説明、可能性というか、そのことは大事だと思いますので、その確認をさせていただければというふうに思いました。以上です。

(坪田教育長)

他にいかがでしょうか。

他にご意見もないようですので、第28号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」から第40号議案「名古屋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1に掲げる事務並びに別表第2に掲げる事務及び特定個人情報等を定める規則案について」及び第47号議案「名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案の通り可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

それでは日程第24、第44号議案「名古屋市デジタル学習基盤整備計画の策定について」につきまして、事務局の説明をお願いします。

(水谷学校DX推進課長)

日程第24、第44号議案「名古屋市デジタル学習基盤整備計画の策定について」ご説明いたします。

12月定例会でご協議いただいた、名古屋市デジタル学習基盤整備計画の策定につきまして、最終案がまとまりましたので議案として提出させていただきます。

「1 計画の趣旨」でございます。

令和8年度における児童生徒の1人1台端末の更新に向け、文部科学省の通知に基づき、整備計画を策定するものでございます。

「2 教育子ども委員会での主な質疑」でございます。

昨年(2022)の12月27日の所管事務調査において、本計画についての質疑がなされました。主な質疑として、i P a dにおける運用面での課題、I C T支援員の支援のあり方、アプリケーションの統一について、G I G A第1期のオンプレミス環境について、教育サービスの格差について、の5つのやりとりをしております。ご確認いただければと存じます。

「3 パブリックコメントの実施結果」でございます。

令和7年1月23日から2月21日にかけて、パブリックコメントを実施いたしました。5人の方から13件のご意見をいただきました。P D Fの62ページ以降に詳しい内容が付けてありますので、ご確認いただければと思います。

様々なご意見をいただきましたので、今後参考にしたいと考えております。

最後に、12月の定例会からの計画の修正点でございますが、全体の表現として「A I ドリル」という言葉を「個別学習支援」に変更いたしました。ドリルは反復学習を示す言葉ですので、個別最適な学びを資するように変更したものです。

続きまして、個別の措置といたしましては、P D Fの47ページ「イ 個別最適・協働的な学びの充実」の表中の上から4つ目の項目、「児童生徒が自分で調べる場面において1人1台端末を週3回以上使用させている学校の率」のところでございますが、目標年度をR 6からR 8に変更しております。

これは文部科学省からの訂正連絡により修正したものでございます。

続きまして、48ページでございます。「(3) 個別最適な学び・協働的な学びの充実」の「ア 自分に合ったペースや方法で学ぶことができるようにするための活用」の3行目、「個別学習支援ソフトウェア」から、次のページの上から2行目「学年や校種を超えた学びに取り組めるようにします。」と、ここまでを変更しております。

これは、個別学習支援ソフトのデジタル教材を活用した様々な取組みについて、より具体的な記載をしたものでございます。

今回の議案をお認めいただきましたら、正式な計画として、市公式ウェブサイトに掲載する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたのでご意見、ご質問あればお願いします。

栗生委員ございますか。

(栗生委員)

A I ドリルの採用という話が聞こえましたが、質問なんですけど、今回、主にハードウェアを入れ替えられるということなのですけど、小学校・中学校の

生成A Iの利用状況はどのような状況なののでしょうか。それに関するガイドラインはあるのでしょうか。

(水谷学校D X推進課長)

今までのガイドラインでは活用が制限されておりましたが、新しいものが出ましたので、それに基づいて学校での活用を今、検討中でございます。

(坪田教育長)

現状では活用がないということですか。

(水谷学校D X推進課長)

まだ生徒側ではございませんが、先生側では一部活用がございます。

(栗生委員)

では小学校・中学校ではまだ生成A Iは利用していないという理解でよろしいのでしょうか。

(水谷学校D X推進課長)

先生が学習教材を作るときに一部A Iを活用しているという事例がございます。

(栗生委員)

先生は使っているけど、生徒さんは使っていないということですね。

(水谷学校D X推進課長)

先生は使っておりますが、生徒は直接は使っておりません。

(栗生委員)

承知いたしました。質問させていただいた背景としましては、先日訪問授業をさせていただいたとき、実は生徒さんに挙手してもらったところ、半数以上が授業の中で高校1年生から生成A Iを使っているという学校さんがいくつか見受けられたので、小学校・中学校における生徒さんの生成A I利用というのが名古屋市としてどうなっているのかということを聞かせてもらいました。

いずれは、止められるものではないので、使っていくということだと思うのですが、やっぱりガイドラインとか指針というところの整備も併せてお願いできればと思います。私からは以上です。

(水谷学校D X推進課長)

生徒の場合は年齢制限がございまして、親御さんの同意というところが今、ひとつの壁になっております。これから実践していく上では、そういう同意を取りながら、ガイドラインを作成しながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(粟生委員)

加えて情報提供ですけれども、愛知教育大学の中学校2年生の生徒が、愛教大付属の起業部というのを立ち上げて、生成A Iの学びを中学生以降に広めるという活動をしています。S T A T I O N A i 及びその周辺で非常に活躍していて、新聞なんかでも注目されている学生さんなので、その辺りも教育委員会として意識してってください。以上です。

(坪田教育長)

県や国立大附属に遅れを取らないように、ガイドラインなどを作りながら進めてください。

他はいかがですか。中谷委員ございますか。

(中谷委員)

はい、ありがとうございました。

具体的なところで一つなんですけど、日本語の支援に関して、G o o g l e 翻訳などを活用するという文言があったのですが、それはG o o g l e 翻訳であることが代表例ということになるのでしょうか。つまり、多言語の翻訳のアプリケーションとか、いろいろあると思いますし、何が一番適しているかというのはわからないと思うので、それこそ生成A I とかL L Mとかそういうものもそうですけれど、あまり具体名を出すというよりは、よりいろいろなアプリケーションやソフトがあると思うので、あまり特定のものにしない方がいいのではないですか。

(水谷学校D X推進課長)

「等」ということで、一応一例として出させていただいております。いろいろなソフトを研究しながら使っていきたいと思います。

(中谷委員)

他のところで「等」って使っているところがないと思います。なので「多言語翻訳ソフト等」ということでいいのではないかと。

それが1つで、もう1つが2ページに「ナゴヤ学びのコンパス」のことが挙げられていて、それはもちろん市教委としての大きな方針ということといいと

思うのですが、今ちょっとウェブサイトで見っていますが、D X化の方が図の中に載っているバージョンというのがあったと思うのですが、それがある方がいいのではないですか。教育D Xのことなので、それが載っていないとどこの部分なのか、単に理念かということになると思うので、それがある図の方がふさわしいのではないかと。

(水谷学校D X推進課長)

その辺りも踏まえながら、最終案は確認してまいります。

2 ページに加えた方が良いということですね。

(中谷委員)

そうです。あと今開いていただいているところにも、D Xが載っていないのですよ。

最終案かもしれませんが、意見を求めていただいたので。

(水谷学校D X推進課長)

やれる範囲で対応してまいります。

(坪田教育長)

ではそのように踏まえていただいて。他よろしいでしょうか。

では最終段階ということですので、他にご意見もないようですので、第44号議案「名古屋市デジタル学習基盤整備計画の策定について」につきましては原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。それでは次の議事に移りますので職員の入替えをお願いいたします。

(坪田教育長)

それでは、日程第23、第43号議案「不登校児童生徒の多様な学びの保障に向けた支援方策N a g o y a H E A R T P l a n（なごやハートプラン）の策定について」事務局の説明をお願いします。

(大杉新しい学校づくり推進部夜間中学校担当課長)

第43号議案「不登校児童生徒の多様な学びの保障に向けた支援方策N a g o

y a HEART Plan（なごやハートプラン）の策定について」ご説明いたします。

資料1 ページ、「1 策定の趣旨」でございます。

本方策は全国的に不登校生徒が増加し続け、支援のコース・構成も変化している状況を踏まえ、令和4年3月に策定した不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策に基づく取り組みを継続しつつ、誰1人取り残されない学びの保障を図るため、不登校児童生徒の多様な学びの保障に向けた支援の方策、Nagoya HEART Planを策定するものでございます。

続きまして、「2 教育子ども委員会での主な質疑」でございます。

教育委員会12月定例会におきまして、方策案について協議いただいた後、12月20日に市会教育子ども委員会にて所管事務調査が実施されました。

所管事務調査では、教員の研修について、教育と福祉の連携について、また、保護者支援等について質疑がありました。

続きまして、「3 パブリックコメントの実施結果」でございます。

令和7年1月15日から2月13日にかけてパブリックコメントにより市民からの意見を聴取いたしました。パブリックコメントでは16名の方から86件のご意見をいただきました。パブリックコメントの内容につきましては資料として添付しております。ご覧いただきたく存じます。

次に、前回12月にご協議いただいたものから変更した点といたしまして、2点説明させていただきます。

1点目でございますが資料下のページ数で4ページをご覧ください。3つの施策の柱の説明文でございます。

12月の定例会におきまして、施策の柱Ⅰの説明文を、不登校及び不登校傾向の児童生徒を生じにくくさせるうえでも、「全ての児童生徒にとって学校が楽しく安心して学習・生活ができるような『行きたくなる学校づくり』を目指すことは非常に重要です」としておりましたが、所管事務調査での議論やパブリックコメントの意見など全体を踏まえまして、不登校をマイナスイメージととらえられないよう、「不登校及び不登校傾向の児童生徒を生じにくくさせるうえでも」という文言を削除いたしました。それに伴い、文中・文末の表現を一部変更しております。

加えて施策の柱Ⅰの説明文を変更したことに伴い、表現を合わせるため、施策の柱Ⅱ、Ⅲの説明文についても同様に、文中及び文末の表現を一部変更しております。

2点目、資料下のページ数で19ページをご覧ください。「今後の検討事項 民間団体施設や保護者への経済的支援」でございます。

市長より経済的支援について具体的に検討を進める考えが示されたことを受け、「あり方を検討していきます」としておりましたが、「経済的支援について、検討を進めていきます」に表現を一部変更しております。

教育委員会としましては、令和7年度以降、本方策に基づきまして、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保し、児童生徒が社会的に自立できるよう支援を充実してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたのでご意見ご質問があればお願いします。

栗生委員いかがでしょうか。

(栗生委員)

これもちよっと情報提供に近いのですが。先日、定時制高校生を集めた勉強会をしました。

定時制高校に通う高校生に話をしてもらったところ、実は社会からの目は、不登校イコールいじめによる問題だったり、コロナの前後の体調不良だったりというネガティブな印象を抱かれていたけれども、実際はポジティブな不登校だったというお子さんがたまたま勉強会を開いてくれました。

ですので、そういう意味でいうと不登校イコールネガティブではなくて、人生の一定の休息期間というか、別の方向性もあるというような。

ポジティブな抱き方というのは、我々大人側にそういうバイアスがかかっているところも一部あるのかなというふうに感じて、勉強会に参加させていただきました。

子どもはむしろ幸福だったみたいなことをおっしゃっていて、親御さんも一緒に来てくださったのですが、親御さんはやっぱり小学生中学生で家から出ない、お部屋から出ないという意味ではすごく心配もしたらしいのですが、たまたまそこでお話をされていたお子さん方は、ゲーム及びボランティア、フリースクールを通じて、学校以外の友達ができたことが実は財産だという発言もあったので、そういった意味で言うと、新しい学校づくりもそうですけど、不登校児を受け入れる選択肢、多様な学校が名古屋にできたことは非常にポジティブなので、むしろポジティブな発展も含めて、できるといいなということを期待しています。

(大杉新しい学校づくり推進部夜間中学校担当課長)

資料のハートプラン1ページ目でございます「つながる つなげる」というところの下段にあります「不登校は問題行動ではありません。『学校に行きたくてもどうしても行けない』ということは、取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得ることです。また、不登校は、本人の『甘え』や『怠け』でも『弱いから』でもありません」ということをしっかり打ち出して、名古屋市では、不登校児童生徒が学校に登校するという結果のみを目標とするのでは

なくて、社会的に自立することを目指すというような形で、打ち出していったプランでございますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

担当課長、ポジティブな不登校というのは、どう捉えますか。

(大杉新しい学校づくり推進部夜間中学校担当課長)

本人が望んで学びたいと思ったときに、学びの場を作れるようなそんな形で進めていきたいというふうに思っています。

(坪田教育長)

将来25歳35歳になってもあのとき幸せだったということならばいいですけど、という感じもしますけどね。長期的な幸福度も大事なかなという気もしました。

(栗生委員)

おっしゃるとおりです。

(坪田教育長)

あと高校の通信制なんかも、本当イメージ変わってポジティブな選択を結構されているなというのを感じるので、高校段階だけ、考え方がかなりコロナのあと変わっている可能性がありますね。学び方の自己改革が進んでいるということがあると思います。

ということも踏まえて、最先端なプランができたのではないかと思います。特段よろしいですか。

また時期を経て、さらに、マイナーチェンジはあるのかもしれませんが、また通知等で補足することも、また来年度は来年度で、国からのいろんなものがあつたらまた変わっていくものがあると思いますけど、一応今の時点では、ベストなものができているということで、これの運用をしっかりとすることが、教職員の意識改革というところもありますので、ここが大事なかなと思いますね。

(中谷委員)

丁寧にこの件を審議していただいて、すごく教育長が言われたように魅力的なものになっていると思いますし、栗生委員が言われたようにポジティブなものにもなるものかな、というふうに思いました。

全体像として1ページがあつて、2ページのところに統計があつてということですが、この2ページのところを見ますと、不登校児童生徒数が年1,000人単位で増えており、来年は多分7,300人ということなので、それをどう受け入れていくのか、受けとめていくのかということになるのだらうなと。

どこまでこの角度が続くのかなということもありますし、もちろんネガティブなことではないのですが、でも行ってほしいというこの矛盾したメッセージがあると思うので、その部分は学校教育の方がやっぱり役割を持たないといけない、魅力的にしていかなきゃいけないということなのかなと思います。

最後のページに、不登校支援サイトというものがあるのですが、これトップページとあるのですが、このページだけでして。あと真ん中の辺りに図があってハートフレンドなごやがワンストップであるということなのですね。それは全然見やすいのですが、できればこの図のところにリンクがある方が、クリックできるのではないのでしょうか。今、ここの下へスクロールして探すという形なのですが、この図の中で、これ見てみようというふうにならないと、やっぱり今でも字を追っかけて、自分で調べてというふうになり、なると思います。

今のお子さんってすごく直観的な動作・反応に長けていると思うので、彼らの思考とか反応に、親御さんもそうかもしれませんけど、合うようにちょっとこの図だけでも、ここにクリック先がそれぞれあるとそこにすぐ飛べると、ワンストップであるということがよくわかると思うので、せっかくこのページ作っていただいたのでやっぱりハートフレンドなごやへのアクセスがどんどん増えるといいわけですよ。なので、これ今は図を埋め込んでおられると思いますが、それをちょっと変えていただいて、ここが目立つようにして、アクセスできるように。

また図中の「保護者」も保護者ではなく子ども本人かもしれないですし、その辺の図の検討はまだ余地があるのではないかと、保護者だけにすると子どもにとっては言いにくいということでもあるので。

また、「相談先の例」のところに、最後に「ハートフレンドなごや（その他）」というふうにあって、これはワンストップとは受け取られないな、と思ったりしてですね。なので、少なくとも図ではそういうふうしておく方がいいと思いますが、可能でしょうか。

（大杉新しい学校づくり推進部夜間中学校担当課長）

不登校児童生徒支援サイトについて、工夫をしていくというような形で対応していきたいと思いますが、名古屋市独自のサイトのつくりがありまして、そのつくりに合わせて作っておりますけれども、今、委員ご指摘のとおり、ご指摘いただいたものを工夫していきたいというふうに考えております。

（中谷委員）

これは市教委の所掌ではないってことですか。

（大杉新しい学校づくり推進部夜間中学校担当課長）

私どもの所管でございますけれども、名古屋市全体のサイトのつくりとかそ

ういったところがあるのでという意味で話しましたがけれども、支援サイトのつくりについては、また工夫していきたいというふうに考えております。

(中谷委員)

改善が可能ということであれば改善していただく方がいいかなと思いました。

(坪田教育長)

他によろしいでしょうか。

では今のご意見や、またパブコメでも有益なご意見が市民から寄せられておりますので、運用にあたってはそういうものも上手く受けとめながらお願いできればと思います。

ということで、第43号議案「不登校児童生徒の多様な学びの保障に向けた支援策Nagoya HEART Plan（なごやハートプラン）の策定について」につきましては原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは日程第21、第41号議案「専修学校廃止の認可について」につきまして、事務局の説明をお願いします。

(鈴木教育環境整備課長)

それでは「専修学校廃止の認可について」ご説明させていただきます。

令和7年2月10日付で、名古屋市から名古屋市立中央看護専門学校の廃止認可申請がありました。名古屋市が設置する専修学校廃止の認可につきましては、学校教育法、愛知県教育委員会事務処理特例条例等の規定に基づき、愛知県教育委員会から、名古屋市教育委員会に権限が移譲されております。

そこで申請のありました、廃止認可についてご決議をいただくものでございます。この度の申請に至った経緯についてご説明をさせていただきます。

中央看護専門学校は、昭和50年の開校以来、名古屋市域の看護師養成を目的とし、学びながら働くという理念のもと、約6,000名の卒業生を看護職として送り出してまいりました。

しかしながら近年看護師には、より高度な能力・技術が求められるようになり、3年制課程の看護師養成所では、実践力の高い看護師養成が難しくなってきたと聞いております。

また、大学志向が高まる中で、全国的に看護学部を設置する大学も増加して

おります。そのため、名古屋市においては、有識者や議会の意見を踏まえ、中央看護専門学校の廃止方針を決定し、令和3年6月、名古屋市議会において、廃止する条例が議決されております。

そして、令和4年度から入学者の募集を停止し、在校生については、令和6年度末をもって全員卒業する見込みとなったことから、教育委員会に廃止認可申請があったものです。

なお、看護人材育成については、名古屋市立大学看護学部の定員増で対応をしております。

資料2 ページ以降には、健康福祉局からの廃止認可申請書を添付してございます。

以上簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

(坪田教育長)

説明が終わりましたのでご意見ご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見もないようですので、第41号議案「専修学校廃止の認可について」につきましては原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認めそのように取り扱わせていただきます。

それでは、日程第22、第42号議案「名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について」につきまして事務局の説明をお願いします。

(森田総務部子どもいきいき学校づくり担当課長)

第42号議案は、小学校の通学区域の設定及び変更と中学校の通学区域の変更につきましてご審議いただくものでございます。

まずは、内山小学校と大和小学校の統合について簡単にご説明させていただきます。

資料の3 ページの参考と書いてある資料をご覧くださいませでしょうか。内山小学校と大和小学校の統合についての資料でございます。

「1 統合校名及び開校時期」につきましては、新しい小学校の校名として、「みやこ小学校」となりまして、この小学校を令和8年4月1日に開校いたします。

「2 統合場所及び通学区域」をご覧ください。令和8年度に現在の内山小学校の場所で一旦開校しまして、その後、大和小学校の場所で新校舎の建設を

行い、完成後に大和小学校の場所へと移転します。

統合校の進学先は振甫中学校とします。

みやこ小学校の通学区域ですが、現在の内山小学校と大和小学校の通学区域を合わせたものとしますが、内山小学校の通学区域のうち、図の方で緑色に塗っている広小路通の南側の地域につきましては、通学上の安全を考えまして、統合校の開校時に千種小学校の通学区域へと変更しまして、中学校の進学先は今池中学校といたします。

それでは資料の方、また最初のページにお戻りいただきまして、議案の方をご覧ください。本件は、内山小学校と大和小学校の統合によって新しく開校します、みやこ小学校の通学区域を設定し、これに伴いまして、千種小学校と千石小学校、それから振甫中学校と今池中学校の通学区域を変更するものでございます。

恐れ入りますが次のページをご覧ください。まず、現在の内山小学校と大和小学校の通学区域を合わせた区域から、緑色で囲った広小路通の南側の地域を除いた部分を、新たにみやこ小学校の通学区域として設定いたします。

また、内山小学校の通学区域のうち、広小路通の南側の地域と千石小学校の通学区域の一部を、千種小学校の通学区域に変更いたします。

なお、千石小学校は今回の学校統合の対象ではないのですが、内山小学校との境界になっている地域で、一部実態と合っていない箇所があることが確認できましたので、この機に整理をさせていただきました。

以上の小学校の通学区域の変更に伴いまして、振甫中学校につきましては、現在大和小学校と上野小学校を合わせた区域であるところを、みやこ小学校と上野小学校の通学区域に改めまして、今池中学校の通学区域につきましては、千種小学校と千石小学校の通学区域を合わせたものと改めます。

なお、みやこ小学校は令和8年4月に開校する予定でございますので、本件の施行日は令和8年4月1日とさせていただきます。

以上、第42号議案につきまして簡単にご説明させていただきました。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見ご質問あればお願いします。

特にご意見もないようですので、第42号議案「名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について」につきましては原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、日程第2、報告第22号「『市立学びの多様化学校等のあり方に係る有識者等会議』のまとめについて」につきまして事務局の説明をお願いします。

(清水新しい学校づくり推進部一般教育の推進に係る特命事項の処理担当課長)

日程第2、報告第22号「『市立学びの多様化学校等のあり方に係る有識者等会議』のまとめについて」につきまして、ご報告いたします。

この度、3月11日に、「市立学びの多様化学校等のあり方に係る有識者等会議」の第4回目を開催いたしまして、お手元の有識者等会議のまとめを資料として提出させていただきました。

当会議で出された意見を踏まえまして、現在修正中ではございますが、現時点の案といたしまして、3月11日の資料をもとに、有識者等会議における意見の概要をご報告させていただきたいと存じます。

それでは資料1ページをご覧ください。「1 有識者等会議設置の背景」といたしまして、まず初めに「(1) 国の動向」を掲げさせていただいております。

続きまして2ページでございます。こちらには、本市の不登校児童生徒の推移を掲げさせていただいております。

続きまして3ページでございます。こちらには、先程もご説明させていただきました、本市が3月に策定を予定しております「なごやハートプラン」をまとめさせていただいております。

続いて4ページでございます。こちらは本市が令和5年9月に策定・公表いたしました、本市の学びの方針でございます「ナゴヤ学びのコンパス」について、まとめさせていただいたものでございます。

続いて5ページでございます。「2 有識者等会議設置の目的」について掲げさせていただいております。その下の「3 学びの多様化学校について」といたしまして、文部科学省の手引きを参考に、学びの多様化学校の制度概要につきまして、5ページ6ページと掲げさせていただいております。

続いて7ページでございます。こちら(2)といたしまして、学びの多様化学校の全国の設置状況を掲げさせていただいております。一番下の「(3) 名古屋市における学びの多様化学校の現状」といたしましては、本市では平成24年4月に私立学校として星槎名古屋中学校が設置されていることを掲げさせていただきました。

資料8ページをご覧ください。このページ以降の構成につきましては、これまでの有識者会議の議題ごとに、四角囲みの中の黒ひし形で会議において検討いただいた内容・観点を掲げており、その下に白丸で各委員からいただい

たご意見を要約して掲げさせていただいております。

まずは8ページ「(1)本市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義」についてでございます。

会議においては、主にその四角囲いの中の3つの内容・観点といたしまして、1つ目が、児童生徒一人一人に応じた、多様な学びを提供し、子ども目線を大切にしながら、関係の方に選択肢をわかりやすく示すこと。

2つ目として、多様な背景を持つ児童生徒一人一人に、きめ細やかな学びの機会を提供するために、「市立学びの多様化学校」の設置が必要であること。

3つ目に、「市立学びの多様化学校」は、「ナゴヤ学びのコンパス」を弾力的で柔軟な教育課程の編成という方法で具現化し、本市の不登校施策及び学びの多様化推進のための重要な役割を担い、その取り組みやエッセンスを全市に共有すること。

以上3点の内容観点からご検討いただき、ご意見をいただきました。

委員からの主なご意見といたしましては、次の9ページの下から3つ目の白丸のように、「学びの多様化学校は、不登校施策の中核であると同時に、学びの多様化推進の中核として、全ての学校・子どもへの波及効果を考えることで、市立で設置する意義が最大化される」といったご意見をはじめとして、貴重なご意見をいただきました。

続きまして10ページをご覧ください。「(2)学校の基本的方向性」についてでございます。

まず、「ア 目指す学校の姿（コンセプト）」につきまして、主に以下の四角囲いの中の2つの内容・観点から検討いただき、ご意見をいただきました。

1つ目として、先程の議題でも出ましたが、不登校施策と学びの多様化推進の重要な役割を担う学校として、その取り組みやエッセンスを全市へ共有するということ。

2つ目として、そのコンセプトを実現するために、「ナゴヤ学びのコンパス」の学びを進める上で大切な視点として、「あんしん」という土台のもと、「ききあう」、「きめる」、「まざる」、「ひたる」というエッセンスを掲げること。

以上2点の内容・観点から、ご検討いただき、ご意見をいただきました。

委員の方からの主なご意見といたしましては、10ページの一番上の白丸のように、「1歩踏み出すチャレンジができ、失敗しても安心してチャレンジできる、ということが、コンセプトに表現できると『ナゴヤ学びのコンパス』を受けた名古屋らしい学校になる」のではといったご意見をはじめ、貴重なご意見をいただきました。

そしてここで委員からいただいた意見を踏まえまして、改めて検討したコンセプトも、その次の11ページに掲げさせていただいております。

学校のコンセプトといたしましては、先程と同様でございますが、その上に、

目指す子ども像（ビジョン）といたしまして、「自分らしくいられる環境で、お互いの存在を認め合いながら、自分なりにチャレンジし、自律して学び続ける」というものを掲げさせていただきました。

続いて12ページをご覧ください。次は「イ 目指す学校の姿の実現に向けた学校づくりの視点（特色）」についてでございます。

主に以下の四角囲いの中にございますように、目指す学校の姿（コンセプト）の実現に向け、先程のコンセプトのエッセンスごとの観点別に、学校づくりの視点・特色についてご検討いただき、ご意見をいただきました。

委員からの主な意見といたしましては、12ページの下から3つ目の白丸のように、「子ども一人一人の状況に応じた、オーダーメイドの教育活動が行われると良い」といったご意見ですとか、同じページの一番下の白丸のように、「『きめる』の項においては、自分のペースで学ぶことだけでなく、自習室や図書室でも学ぶことができる、といった、自分で学ぶ場所や学び方を選べる、という示し方も必要」ではといったご意見をはじめ、貴重なご意見をいただきました。

そして、委員からいただいたご意見を踏まえ、改めて検証したものを、次の13ページに掲げさせていただきました。

続いて資料14ページをご覧ください。次に「(3) 学校の枠組みについて」でございます。

まず「ア 対象となる児童生徒の範囲」について考慮すべき要素といたしまして、その下の4つ。

1つ目に、不登校状態である、又はその傾向が見られること。

2つ目に、児童生徒に多様化学校で学ぶ意欲があること。

3つ目に、児童生徒が学びの多様化学校に通うことについて、保護者の理解が確認できること。

4つ目に、教育支援センターとのつながり。

以上4点の考慮すべき要素について、ご検討いただきご意見を賜りました。

委員からの主なご意見といたしましては、14ページの一番上の白丸のように、「在籍の学校や保護者からの意見だけでなく、教育支援センターのような公的な支援機関の意見を踏まえながら、学びの多様化学校がその子にとって適したところなのかを見極めることが必要」であるといったご意見をはじめ、貴重なご意見をいただきました。

資料15ページをご覧ください。「イ 対象学年、学級数、転入学の時期」について、主に以下の四角囲いの中にありますように、まず1つ目「対象学年」につきましては、1つ目2つ目の黒ひし形に記載してございますように、不登校児童生徒は中学生が多く、近年は小学生の増加率が高いので、小学生・中学生が転入学できる小中一貫校での設置が必要であること。

2つ目、「学級数、人数」については、実際の設置場所の庁舎のキャパシテ

イの問題等もあると思いますが、きめ細やかな対応をするには、少人数での学級編制が必要であると。

3 目、「転入学の時期」につきましては、本市の場合、多数の希望者が想定されるため、随時入学ではなく、申込み期間を定め、原則年 1 回の入学時期とすること。

以上の内容観点からご検討いただき、ご意見をいただきました。

委員からの主な意見といたしましては、同じ15ページの上から 2 目の白丸のように、「小中一貫校とした場合、小学生から中学生に上がる子どもの数も相当数その学校ではいると思うので、中学生から転入学できる枠もしっかりと整えることが必要」だといったご意見をはじめ、貴重なご意見をいただきました。

資料16ページをご覧ください。「(4) 設置のあり方」についてでございます。

ここでは最後の会議で、タイトルが「設置のあり方」では大きく捉えすぎではないかというご意見をいただきましたので、「設置数、設置場所」としたいと考えております。

ここでは主に以下の四角囲いの中にもございますように、1 目が 1 校設置したとしても、数パーセントしかこの学校には入れず、速やかに全市へ取組みなどを共有するためにも、複数校の設置も視野に入れる必要があること。

2 目に、設置場所については、迅速かつ効率的な設置という観点から、学校の統廃合などにより、使用可能となった施設の活用を検討すること。

以上の内容・観点から、ご検討いただきご意見をいただきました。

委員からの主な意見といたしましては、16 ページの一番下の白丸のように、「複数校設置することを視野に入れるなら、不登校施策全体の中で構図を考え、多様化学校の分校・分教室での展開も見据え、中長期的な展望が必要」ではないか。そういったご意見をはじめ、貴重なご意見をいただきました。

18 ページ19 ページには、参考といたしまして、有識者会議の委員の名簿と、会議の実績をつけさせていただきました。ご覧賜りたいと存じます。

本有識者会議のまとめにつきましては、これから修正案を有識者に確認でき次第、名古屋市の公式ウェブサイトに掲載したいと考えております。

令和 7 年度には、学びの多様化学校の設置に向けた調査研究の予算を計上しておりますので、設置場所についての検討、また特別な教育課程の検討、そしてそれを踏まえた設置方針の策定を予定しております。

次年度の設置方針の策定に向けましては、今年度のこの有識者会議の意見も踏まえ、また教育委員の皆様のご意見をいただきながら、検討したいと考えております。

以上、長く恐縮ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたのでご意見ご質問があればお願いします。

栗生委員いかがですか。

先程の話とちょっと絡むような。

(栗生委員)

そうですね、先程の話とも関連するのですけれども、この会議自体をどうやって広報していくかというのが肝かなと思いました。

私は教育委員になってから、名古屋市のいろいろな教育改革のことを知るようになったのですが、保護者のときに、果たしてそういう、どれぐらい知識があったかな、というとないですし、情報として入ってくる機会というのが少しでも増えると。今、名古屋市の生育プライドみたいな話をふられているのですが、なにかこの地域で子育てしてきてよかったなって思ってもらえるような、広報というか、認知活動ができるといいかなと思います。

ただ各学校へ説明するのが大変だと思っていて、校長先生とか教頭先生がいかに保護者に伝えていくかということだと思います。

(清水新しい学校づくり推進部一般教育の推進に係る特命事項の処理担当課長)

ありがとうございます。

実際、有識者会議の委員の中でも、栗生委員がおっしゃっていただいたような、いかに子ども・保護者に知っていただくかが大事だということは、ご意見いただいております、やはり子どもに伝わっていないと、選択肢の1つになりえないということがございますので、そういったところ、学校を通じてでもですし、事務局を通じてという形でも、できるだけ多くの方に知っていただけるような広報の仕方、まだ今は具体的な案はございませんが、ぜひ考えていきたいなと思っております。ありがとうございます。

(栗生委員)

すみません、これ一つのご提案なのですが、エリアによって違うのかもしれないのですが、私が西区の住民だったときは、子ども会の活動が積極的で、その活動に参加すると、そういう情報が仕入れられるというのは機会としてあります。

子ども経由だとプリントとか今はLINE通知だと思うので、親が見ないと親は知らないままだと思うのですが、一つの改善策として、子ども会とか区政連絡会みたいところに、たまに地域の校長先生とかが説明しに行ったりしていたのですが、それも一つの対大人への情報の接点かなと思います。

あとはキャリアナビゲーターさんに普及してもらえるといいかなと思いました。以上です。

(坪田教育長)

子ども会に造詣の深い方がいらっしゃいました。ちゃんと子ども会のことをやっていたいて、ご提案いただきました。

今、卒業後の進路について、これについてあまり言及があるようでないのですが、手厚い進路支援とか、高校とどうなじませていくかとか、その観点での議論は進んでいますか、またこれからさらに進める予定ですか。

(清水新しい学校づくり推進部一般教育の推進に係る特命事項の処理担当課長)

この有識者会議では、その辺りはあまりご意見いただけなくて、いただいたところとしますと、今すでに、小中一貫校としての学びの多様化学校の例でございしますが、高校への進学を見据えて、中学校の2年生から3年生にかけて、在籍する地域の学校から、学びの多様化学校に転入する子どもがたくさんいるというようなことを教えていただきました。

というのも、その学びの多様化学校が、高校をはじめとした進路先と、すごく密にコミュニケーションが取れていて、やはりそういう進路について、子どもについても考えやすいというところで、そういったニーズがあるというふうにお伺いしましたので、その辺りは来年度引き続き具体的なところについて、現時点ではまだ深められておりませんが、県と他都市のそういった状況も調査しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

(坪田教育長)

はい。県立の日進高校が、一部クラスですけれども、中高での学びの多様化学校設置ということにもなっていますし、中央の昼間定時制も柔軟に学べるのですが。定時制に限らず、もっと単位制の高校を市立14校の中でも増やしていくとか、やれることはこの市立14校でもできると思うので、そういうところにも検討を波及させていかないといけないし、急がないといけないと思います。

ということで、出口戦略というか、それを並行して検討をお願いしたいというふうに思います。

中谷委員いかがですか。

(中谷委員)

1つは時間軸でどういうふうに動いていくのかということなのですが、今、こうして報告をいただいて、来年度がその検討で、再来年度に設置ということで、学校規模とか、そのあたり今のところで概案概略があれば教えてください。

(清水新しい学校づくり推進部一般教育の推進に係る特命事項の処理担当課長)

現時点での概略でございます。

まず今年度、有識者の方から広くご意見をいただいたものをまとめさせていただきました。

そして令和7年度は、調査研究を進めまして、学びの多様化学校設置に係る基本方針を策定してまいりたいと思っております。

またその時につきましては、教育委員の皆様にもご説明し、議会の説明も必要だというふうに考えております。

そして、設置場所に係る調整次第でございますが、令和7年度の基本方針の中に、設置場所ですとか設置時期についても掲載したいと考えているのですが、それについてはこれからの地域調整とか、財政当局との調整次第といったところで、具体的な日程や場所が決まってくるのかと。以上でございます。

(中谷委員)

そうすると令和8年以降、なるべく早く設置となると。

そうすると、主に小中学生として2,000人ぐらい不登校は増えていくということですね。そうすると数パーセントどころか本当にわずかな子どもしか受け入れられないということになりますので。

ご説明いただいた16ページの「設置のあり方」についての最後の丸のところで、その全体の構図の中でどう捉えるのかということが、私もすごく大事なじゃないかと思ひまして。

8ページ目の位置付けや意義という点が、市教委としての捉えかと思うのですが、ここで、これを行政的な計画だと考えると、当然どこで何人ぐらいを受け入れて、そこでは何をカバーして、別のところではどれぐらい受け入れて、そこでは何をカバーするのかという話になると思いますが、そういう説明が今のところは全くないということ。

それと、それぞれ特徴があると思うのですが、星槎名古屋中学校さんは私立学校で、全教員がカウンセラーというのが売りのようで、そういう心理面のカバー・ケアに特化しているという、もともとそういう沿革を中心とした学校教育をされているところかというふうに思いますが、本市としてその学校の特徴というのはどういうものなのか。今縷々説明いただいたところはもちろん理解できるのですが、端的に言うとか保護者とか生徒からして何がメリットなのかということになると思ひます。

そこに行くと学校に無理やりでも行くか、あるいは校内フリースクールに行くよりも、学びの多様化学校に行く方がいいこととは何かということで、それが今、お話あったように、出口の話なのか、内容の話なのかということにもなると思うので、その部分を少し整理して、教えていただけますでしょうか。

(清水新しい学校づくり推進部一般教育の推進に係る特命事項の処理担当課長)

中谷委員がおっしゃっていただいたことを、まさしく今後整理していかない

といけないと思っておるのですが、現時点でまだ明確な回答というのはできていない段階でございます。

今回、有識者会議のご意見を踏まえまして、次年度、基本方針を策定していく中で、教育委員の皆様にもご意見をいただきながら、市立学びの多様化学校が、その他の不登校施策全体の中のとおりで考えたときに、こういったターゲットをここでは支援するのかといったことを明確にして、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

(中谷委員)

本市としては、様々な不登校対策の手立てがすでにありますし、子どもを各学校でスクールカウンセラーやソーシャルワーカーが守っていくという応援委員会という機能もあるわけですから、そこと有機的に連携してないと、それだけ作ってもあまり意味がないというか、有効にならないというふうに思います。

ですので、校内フリースクールであるとか各学校との連携をどうするのかとかそういうことも、すでにこれだけの学校があれば例はあるでしょうし、逆に言うとこれだけ事例があれば、ものすごく斬新なことではないのではないかというふうにも、私は思います。

不登校対策って、どんどん相手が押してくる分だけ下がっているというやり方で、国単位で来ているわけですね。学校は行かなきゃいけない場所じゃないと言った以上はもうそうなるわけで、子どもが大事なのだから子どもの意向を強いてはいけない、ということになるわけですから、その対策の中でできることには一定の限りがあるようにも思います。

ですので、現実的にプランを考えないと、結局、こちらもほつれをとって、こちらも新しいもの作って、とやっていたらとても体力がもたないわけですから、全体像をどうやってうまく動かすかということの方が主じゃないかと、それが司令塔になる学校でなければいけないのではないかとというふうに思います。

(坪田教育長)

山本委員いかがですか。

(山本委員)

学校は行かなくてもいいというのは、行かないという選択があってもいいという考え方から言っているのに、先程おっしゃった、高校に入るために多様化学校に入って、高校とのパイプを作ってくれるからそっちに行くってことは、学校に行きたいからそうするということですよね。何か矛盾をすごく感じて。例えば、多様化学校に行って、学校に行かなくてもいいって言うなら最後までそれを貫いてほしいし、矛盾だらけかな、と。

例えば、子どもが少し息苦しいと感じたときに、好きにそうしてもいいんだよというのを大々的にやってしまったら、それは増えちゃうし、それが本当に正しいかどうかというのは、その時の子どもにとって、5年後とかわからない状況で、どこにでも知らしめてやるというのは、私はあまり得策ではないのかなというふうに思う。

先程ポジティブ不登校とおっしゃったが、それが本当に不登校の中の100%だったかということ、私は絶対違うと思うし、私は悪い方の子どもの方が多く知っているし、N校でしたか、あそこへ行った人も、結局はカリキュラムが足りずに、行きたいと思った高校に行けず、今、一生懸命勉強しているけども追いつかない。

その中で、高校のところにも、多様化学校の続きでできて、行けるかどうかということがわからないので、本当にそれでいいのかなと。

そこまで全部続いていく道を作っておけないと、ポジティブな人ばかりにはならない。おそらくポジティブになった人たちは、言ったら悪いですけど頭がよくって、どこにも頼らなくとも、好きなことを学んで、特化したことのできる子はすごくそれでもいいと思います。学者さんになったりする人、例えば全然知らない分野はあるけど、ここだけめちゃくちゃ知っているという人達はそれでいいと思うが、そうではない普通の子達にとって、難しいところがいっぱいあるのではないかと思います。

また、転入学は年1回ですよ。なので、行ってみただけやっぱりということで1年単位でしか途中から変えられないということですよ。これは転入だけでしょうか、転出もでしょうか。本当にその状況におかれた時に、大人はいろいろな経験をしているから、先のこと考えられると思うのですが、子どもでそこまで考えられずに行っちゃう子がいたりした時に、転籍できるのでしょうか。

(清水新しい学校づくり推進部一般教育の推進に係る特命事項の処理担当課長)

これにつきまして明確にこうしていくという決定はしないのですが、一つの考え方といたしましては、募集の時期を定時制の定義にというようなことを考えて表現しておりまして、ただ学びの多様化学校へ通って学ぶことができ、いろんな人と関われるようになって、地元の地域の学校に戻りたいとその子が望めば、それは途中で転籍というようなこともあり得ると思いますし、他都市の学びの多様化学校でも、そういう形を可能としているというふうに聞いております。

(山本委員)

先程も言ったように、例えばこっちの学校に行った方が、高校の道を作ってもらえるからなんていうことが出てしまったら、もちろんいろんな学校がある

ので一概には言えないですが、そっちに行った方が、高校に入るためにパイプがあるからなんていうふうになってしまったら、じゃ何のために学校があるのかという感じになってしまうので、それは良くない。

先生達頑張っていて、お子さんもいろいろあるけど、頑張っている子ども達がいる中で、それはちょっとよくないというか、だったらというふうに余計になってしまうのではないかな。

本当に学校よりもいいのであれば、もっとたくさん作って、学校を少なくしてとか、そこまでいくなればあれですけど。聞いていて私はちょっともやもやとしてしまいましたが。

そうすると、学校に行っている子達の方が損って言ったらあれですけど。根本的に学校は楽しいってふうにしていくべきだし、学校で頑張ったからこういう成果が出たという方をしっかり謳っていかないと。もし自分の子どもが不登校になったら救ってほしいと思うし、その気持ちもあるけれど、でもやっぱり頑張っている子達が報われないというか、それも何か違う気がしてならないのですが。意見ですが。

(坪田教育長)

かなり難しいお題が振られていますけど、総括できますか、

(清水新しい学校づくり推進部一般教育の推進に係る特命事項の処理担当課長)

この学びの多様化学校が、その学校に通っている子だけが特別ではないいけないと思っております、山本委員がおっしゃるように、地域の学校が行きたくなくなる学校、魅力ある学校になるということが必要だと思っておりますので、その地域の不登校の子も、学びの多様化学校の実践に取り組むことで活かして、そこも名古屋市全体として、向上できるような、支援していけるような、そういった体制が取れるといいと思っているのですが、まだ総括というようなお話ではないのですが、そういう気持ちで、取り組んでいきたいと思っています。

(坪田教育長)

今、フリースクールの存在も含めて過渡期で、学校のそもそもの存在意義・価値が問われている。これは国レベルもそうですし、名古屋市でも問われている。学校へ行くメリットは何なんだという、そもそものところがありますね。

学校全体も名古屋市はナゴヤ学びのコンパスに基づいて、ある意味学びの多様化学校を全て普遍させていこうみたいな。近くの学校が一番行きやすいのが一番ですから。その中にバリエーションがあって、今は校内フリースクールもありますけど、これ自体も幾つかのバリエーションがあって、個別型と、みんなで協働型と、あと先のことをギフトッドの子がやる教室もあるみたいな。

全ての家の近くの学校がそうになっていけばいいのではないかな。その司令塔に

なる学校とか教育支援センターを我々はしっかりと支援する機能を果たすために作っていく。そういうことかもしれません。ちょっと一足飛びに見られてしまいましたけど。

ということで、学びの多様化学校やフリースクールへの支援も、来年度大いに教育委員会で議論していくテーマになると思いますから、そこで学校教育の意義みたいな全体的なところも含めてあるのかもしれないので、これは大所高所から、皆さんからご議論いただくターニングポイントになるような、来年度は時期かもしれませんので、不登校の議論を契機として、新しい施策を8年度に向けて打っていくときに、市長ともいろいろ皆さん総合教育会議等でこういう議論をしていく必要があると思いますし、よろしくお願ひしたいなど。

名古屋市は進んでいる部分はありますけど、他都市を見習って追いつこうとする面と両方持っているという。この春にも多様化学校がこれまで35校だったのが50いくつまで増えますよね。全国で多様化学校が勢いよくできていて、また1年後になるとさらに最終段階に入っているところがまた何十とできると。国の方も300を目指していますので、全ての大きな市町ではテーマとしてこれが重要となっている。そういったことを学びながらやっていかないといけない。

では、こういう議論をどんどん来年度もさらに深く継続していくということを前提といたしまして、報告第22号「『市立学びの多様化学校等のあり方に関する有識者会議』のまとめについて」の説明を終わらせていただきます。

それでは、日程第4、報告第24号「名古屋市における土・日曜日のクラブ活動の実施方針について」につきまして、事務局の説明をお願いします。

(平尾部活動振興課長)

部活動振興課からは、報告第24号「名古屋市における土・日曜日のクラブ活動の実施方針について」ご説明をさせていただきます。

中学校部活動は、顧問教諭の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより本市のスポーツ・文化芸術振興を担ってまいりました。また、人間関係の構築や自己肯定感、責任感等の涵養に資するなど、教育的意義も有しておりました。

しかしながら、少子化が進展する中、部活動をこれまでと同様の体制で運営することが大変厳しくなっており、また、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を維持することは学校の働き方改革を進める中においても、厳しくなっております。

このような環境下においても、生徒のニーズや時代の変化に合わせて、生徒が主体的に様々な活動に参加できる機会を確保することを目指して、令和5年度に今後の部活動と土曜日・日曜日のクラブ活動について、本市の活動方針を策定しました。

活動方針は、資料上部に記載のとおりでございますが、これまでの部活動と

大きく変わるところは、1つ目の丸のところですか。令和7年10月から土日における中学校部活動は大会参加等を除き実施せず、部活動に替わる地域の団体・事業者等による「名古屋市の土・日曜日のクラブ活動」、以下、「土日クラブ活動」と言います、を実施することです。

本実施方針は、この活動方針に基づき、「土日クラブ活動」の実施内容を具体化したものでございます。

資料の左側の「Ⅰ 中学校部活動・土日クラブ活動比較表」は、部活動と土日クラブ活動を比較したものです。例えば、上から3つ目の参加者について、部活動は当該校の生徒のみが参加できますが、土日クラブ活動は名古屋市在住の中学生であれば、どこで行われる活動であっても参加が可能となります。

次に、その下の「Ⅱ スケジュール」をご覧ください。令和7年10月からの実施に向けたスケジュールを示しております。

この表には記載されていませんが、昨年9月から様々な活動を行っている団体に対して「土日クラブ活動」への参入意欲調査を行い、現時点で250を超える団体から、何らかの種目・活動を「提供できる。」「一部調整すれば提供できる。」という回答をいただいております。来月、4月にこれらの団体に活動団体登録申請の案内メールを送信し、4月～6月にかけて集中的に団体登録を行います。また、これに並行して「土日クラブ活動」の専用ウェブサイト構築し、7月の開設以降、順次、各団体の具体的な活動内容を掲載します。また、生徒の参加申込は9月から受付を開始し、10月から活動をスタートいたします。

なお、これらの内容については、生徒・保護者・各団体へ来月早々に通知文や市公式ウェブサイト等で分かりやすくPRに努めまいります。

次に、右側の「Ⅲ 活動団体・指導者等」をご覧ください。

活動団体は、スポーツ・文化芸術活動を行う様々な団体が、運営団体・実施主体となり、活動を行います。保護者や部活動のOBが団体を立ち上げることも可能です。また、多様な活動を生徒に提供できるよう、非営利目的の活動だけでなく、営利目的の活動も認めます。

指導者については、本市の教員で指導を行いたい者は、兼職兼業制度を用いて指導に当たることとします。ただし、指導に当たっては、「非営利目的の活動に限る。」「勤務校の中学校ブロック以外で指導する。」など一定の要件を設けます。詳細な要件につきましては、教職員課が現在整理しているところですが、決まり次第、ウェブサイト等にて掲載してまいります。

団体登録については、団体・指導者の質を確保するために、土日クラブ活動は登録制度といたします。登録の要件は複数ありますが、例えば、団体規約を定め、遵守していることとか、活動団体のスタッフは3名以上とし、活動現場で指導又は補助をする者は原則2名以上とすること等としております。これは、参加者が少人数であっても、事故等が起きた場合、救急車を呼ぶようなことがあれば、1人は当該生徒に付き添わなくてはならず、もう1人は残った生徒を

見なければならない、ということが想定されること等によります。

次に研修についてですが、生徒が安心・安全に参加できるよう、団体に所属するスタッフのうち活動現場で生徒に接する指導者等は、全員研修動画を受講し、確認テストに合格しなければ指導ができないとし、指導者の質を確保してまいります。研修内容につきましては、「生徒への接し方」「各種ハラスメント防止」等を実施するとともに、いじめや人権に関する研修も行う予定でございます。

次の保険については、活動団体は指導者・参加者に対して、傷害保険・賠償責任保険に加入するものとします。

次に、事故・トラブルについてですが、現場の指導者が責任を持って迅速に対応することは当然ですが、特に首から上の怪我については部活動での対応と同様に、即、救急車を呼ぶこととします。また、いじめ等のトラブルについては、学校等とともに解決に向けて取り組む必要があることから、活動団体には学校等との情報共有を求めてまいります。

また、事故やトラブルの未然防止の観点から、活動現場のモニタリングを実施します。モニタリグは抜き打ちで行い、活動実態の把握に努めるとともに、不適切な指導を行っている場合は即時指導し、厳しく改善を求めてまいります。また、モニタリングとは別に「土日クラブ活動」専用のコールセンターを設置し、生徒や保護者の意見を聴きながら、トラブルの防止・抑制や指導改善につなげてまいります。

次のページの左側の「Ⅳ 活動場所」をご覧ください。

活動場所は、資料にお示ししたとおりですが、団体登録の承認を受け、全ての指導者が研修動画の受講及び確認テストに合格をした団体は、専用ウェブサイトから中学校施設の使用申込が行えるようにします。

中学校施設の使用可能日時は、土日それぞれ午前9時から正午と午後1時30分から午後4時30分までとします。

申込開始時期は、使用する月の2か月前の1日からとしますが、生徒になるべく多く低廉な会費の活動が提供されるよう、非営利目的の活動の申込みを優先いたします。こちらも、詳細が決まり次第ウェブサイト等で周知してまいります。

次に、「Ⅴ 参加者」をご覧ください。

参加者は、市内在住の中学生としますが、主な参加者が中学生であれば、それ以外の方、例えば高校生や社会人、保護者等も参加可能とします。

次に生徒の活動基準ですが、国のガイドラインと同様に、原則土・日どちらか1日は休養日とし、活動時間は3時間を上限とします。これらは、生徒の心身の成長に配慮し、健康的な生活を送れるよう設定するものです。

次に月会費についてですが、各団体の活動が持続可能なものにするために会費制とし、参加者にご負担いただきます。教育委員会としては、なるべく参加

者のご負担が軽減するよう、活動団体に対して、できる限り低廉な会費を設定されるよう、協力を呼び掛けてまいります。なお、経済的理由等により参加が困難な生徒に対しては、1年間で24,000円を上限として参加費用の一部を市が支援します。ただし、令和7年度は10月から3月までの6か月間となることから、支援額は12,000円を上限とします。

最後に、右側の「Ⅵ 専用ウェブサイト」をご覧ください。

専用ウェブサイトは、団体の登録申請から研修動画の受講・確認テストの受験、活動内容の掲載や生徒の参加申込がワンストップで行うことができるようにいたします。他にも、寄附でこの活動に貢献したい企業等向けの寄附案内ページや団体と指導者を仲介する愛知県が管理する「あいち地域クラブ活動人材バンク」へのリンクページを設けます。また、中学校施設の使用申込ができるページなど、当該ウェブサイトは土日クラブ活動を一元管理してスムーズに生徒と団体を結びつけるサイトにしてまいりたいと考えております。

今後、土日クラブ活動の開始まで約半年と大変タイトなスケジュールではありますが、ただいまご説明しました実施方針に沿って、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(山本委員)

学校の先生は、自分の学校じゃなかったら指導できるというふうにおっしゃってましたけど、違う学校に行って自分の学校の生徒を指導ができるんですか。

(平尾部活動振興課長)

様々な要件を設けていきまして、例えばA中学校の先生がB中学校で活動を行った場合に、そこでA中学校の生徒が参加することが可能でございます。

場所は、勤務校の中学校ではやらないよというのが趣旨でございます。

(山本委員)

大会は結局、いくつか全国大会がなくなる、水泳とか何かがなくなるというふうに、聞いてるんですけど、そのなくなるもの以外は、月曜日から金曜日までやってる部活の試合があるってことですよね。

土日にやってる土日クラブは、大会は出れないってことですよね。

(平尾部活動振興課長)

今、山本委員ご指摘の、運動部活動でいうと全中のことを多分おっしゃってると思うんですけども、全中につきましては、今、基本的に学校の部活動であ

れば参加できるというところを、今、競技によってクラブチームも参加できるような形で、だんだんそちらの方向で進んでおります。

ただし、当然同じ種目、例えばサッカーを学校の部活動でやって、土日のサッカークラブという形になりますと、大会に出るにあたってはどちらかを選択して学校から出るのかクラブから出るのかというのは、それぞれでご判断いただいて大会に参加するって形で、ダブルエントリーはできないという形でございます。

（山本委員）

それはわかってるんですけど、それは今までのクラブチームですよ。これはクラブチームともう1個できちゃったってことですよ。土日クラブとクラブチームと部活動と、3つ。今までクラブチームというのは、いくつかの学校が集まって、バスケットもそれで全国行けるんですけど。学校に登録しないという約束で。

この土日クラブは、中学校の人達だけ出ればいいから、出れると思うんですけど。そのクラブチームとは別ということですか。

（平尾部活動振興課長）

我々の今回の土曜日日曜日のクラブ活動というのは、大きく違いますが、今委員おっしゃったクラブチーム、今の既存クラブチームって言い方がちょっとふさわしいかわからないですが、そちらについては平日活動したりですとか、土曜日日曜日も両方朝から晩までという形というのが適切かわかりませんが、それが多分今、皆さんが思い浮かぶクラブチームだと思うんですけど。我々が今、ご説明した内容のクラブチームというのは、国の方のガイドラインに基づきまして、先程私からもちょっとご説明させていただいたとおり、土曜日日曜日のいずれか1日で、しかも3時間以内というところで制限って言い方はあれなんですけど、そういう一定のルールを作りますので、いわゆる定義として、我々としてはこの地域クラブはそこのところだと思っていますので、仮にチームが今、我々がやろうとしてるものが、大会に出ようとするのであれば、その3つの中の1つという形になるんですけども。

それは我々で特に今のクラブチームの中でこの名古屋市のスキームを持ってくるのであれば、それは受け入れるという形で考えています。ただ実際には、活動的には、今、クラブチームはかなり濃密なというのか、時間的にもかなり増やしているという部分がありますので、ちょっとそのままでやると、今我々がやろうと進めている中でちょっと厳しいかなというふうに認識してるところでございます。

(山本委員)

わかりました。ありがとうございます。

(坪田教育長)

複雑ですね。

(山本委員)

きっとそのうち、競技スポーツをやりたい人達の大会と、このクラブの人達が大会ないかもしれないけど、そういう大会ができるかもしれないですね、そのうちね。

(平尾部活動振興課長)

ご指摘のとおり、その全中だとか本当に上を目指すところは、今ご指摘のとおり、クラブチームがほとんど上に行くような形になると思うんですけど。ただ、我々の方としまして、今回も国の方も言ってるんですけど、競技性を高めたいという人もいれば、少しちょっと敷居が低くてまずはいろんなところでチャレンジというか、やろうというところを、我々もいろいろ生徒のアンケート等々でそういったニーズもあるものですから、それは大会を目指していくのか、成果発表的なリーグ戦的なものをやるのか、それぞれのクラブの目指す方向というのは多分様々じゃないかというふうに認識してるところでございます。

(中谷委員)

今の山本委員の意見等と関連するといえますか、土日のいずれかで、3時間のみというやり方は、部活をやりたい生徒にとってどういうメリットがあるのか。行政の方の事情がそういうふうになりましたと、これは理解できるんですけど、じゃあ実際に参加する側の生徒は何を目指しているのかというと、保護者が土曜日いると困るんだよねと、いろいろゲームばかりしてみたいな話はわかるんですけど、ちょっと中途半端というか、つまりその部活本体を土日のいずれかの3時間にも割り振ってもよい、これなら理解できるんですね、先程の大会のことも踏まえて。なぜそこを切り離すのか。

(平尾部活動振興課長)

部活動の活動基準を申し上げますが、現行の部活動は、土日どちらか3時間以内ですが、これは同じでございます。

ただ我々もいろいろ子ども達のアンケートをとる中で、部活動と同じ種目を土曜日曜日やりたいという子もいれば、違うことをやりたいという子もいます。また、逆に今、土日部活動行っているんだけど自分も休みたいってことも、子ども達のニーズも様々になるものですから、活動時間的には、変えないよう

な形でやっておりますけども、子ども達としては、平日もまた違ったことをやりたいのであれば、そういったこともチャレンジできますし、また、同じサッカーならサッカーの部活動もやっていて、土日もサッカーをやりたいということであればサッカークラブに入っただけであれば、競技性を高めるということができるのかなというふうに考えてるところでございます。

(中谷委員)

現在の方法でも土日のいずれかで3時間でその学校でということはやっておられると。その場合は先生にもインセンティブが時間外の部分が付いてという形になってると。

(平尾部活動振興課長)

休日の部活の件については、3時間以上8時間ということで一定、勤務手当というのは出る形になっております。

(中谷委員)

そこがどの程度なのかにもよりますけど、それ以外のニーズ、つまり、土曜日は別のことをしたい、土曜日までは行きたくないという生徒のニーズと、土曜日部活で頑張って大会で勝ちたいという生徒の方が少ないという理由は何かということですね。そういうふうにニーズがいくつかあるうちの土日の扱いで部活に行きたい行きたくない、今の部活と同じか同じじゃないか、いくつかの象限がありますよね。その中でいくつか分けたときに合理的に、今のやり方が一番対応してるというふうにちょっと理解しにくいんですね。

だったら土日に同じ競技、同じ先生が指導するという方が、保護者とか生徒のニーズに合ってるように一般的には考えると思うんですが。それを分けて別立てにして、仕組みを作るということがどれぐらい必然的か。自分が親だったら同じ土日もやった方が強くなるよねというふうになるでしょうし。それを事業者を募ってやることに、土日は別のことをやりたい人達だけをターゲットにしてやるということに、働き方改革上もメリットが明らかにあるんでしょうか。

(坪田教育長)

そもそもなところですよ。そこに戻ってきます。

(中谷委員)

でき上がったものを見るとそこに戻ることになる。

(坪田教育長)

もう教員から部活を離そうという、平日もいずれというのが国の全体のスタ

ンスなので、そこの今の途中にあるってことで、まず土日からやってみようというところがあって、子ども達も部活を強要されてると思わないですけど、調査書の部活欄とかその他活動みたいなところに書くために、3年の夏まで、本当に我慢してやってる子もいれば、本当におっしゃるとおり、もう高校はスポーツで推薦で行こう、また将来もスポーツで何とか身を立てていこうとか、指導者になろうという人もいます。多様なニーズがある。この受け皿として我々はトップレベルまで、名古屋の場合はトップレベルのクラブチームみたいなのがサッカーでもバスケットもあるんで、そういうニーズがそこで多分土日はうまく吸収できるのかな。あとはこのゆったりとしたものをやる、もちろんやらないこともできますし、子どもにとってはニーズをいろいろ選べるもちろん負担面の問題ってのはまた別途出てくるんですけど、そういう意味で、全国からするとやりやすい街、土壌があるのかなあということです。

あと、先生に本当にもっと土日をきちんと休んでもらって、平日は授業の研究、ブラッシュアップとか、いじめの対応とかに、邁進してもらおうということで国も進めている働き方改革なので、それには一応沿った動きであるのかなと思いますけど。だから、先生もやりたい人はやらせてあげていいというそういう動きになってきたので、自校ではやらない縛りみたいな、ややこしいんですけど、他校ではできるようにしてその気持ちは一応受けとめるということにしたんです。私としてあんまりこれを奨励はしたくないなと思うんですよ。土日はしっかり休んでいただきたい。教員も自分の子どもをしっかり見ていただいて、月曜から金曜までの授業に、別にそこで仕事する必要はないですけど、思いをめぐらして、リフレッシュして欲しいという土日にしていただきたい。これが教育の全体のクオリティを上げていくんじゃないかと思うんです。いろんな考え方があるし、部活こそが教育なんだとか、教員から離してどうするんだというお声もあります。いろんな声を受けとめながら、今ちょっとバランスをとりながら、まずこの土日はこういうやり方だと考えております。結構手も上がってきたので、結構、他の都市よりは多分やりやすいところなんだろうなと思うんです。

競技性を高めたい生徒の話ですか。競技力を高めたい子どもにとって、平日と同じことをとということですか。

(中谷委員)

いや、複雑ということですね。メリットがどこにあるかというその施策的な方針とか、そのフラグであるということは理解しますし、理解できなくはないですけど。子どもから見て、部活やりたい人はやっぱり土日行くでしょうし、公立より私立を目指す人が中学とか、中高一貫とか、スポーツをやりたい人は増えるだろうなという感じがしますし。いちいち指導者を変えていたらやっぱり、身につくものもまた全然違いますし、そういうふうに思ったので、

そもそも論になってしまいますが、経緯から説明できないと市民的な理解というのは、しにくいと思うので。やっぱり見た目は複雑になるのではないかと。子どもがそれを選ぶことのメリットというのが明らかには見えにくい。提供者側の事情はわかりましたけれど。というふうに感じました。

だから提供者側よりやっぱり受け手側のメリットをもうちょっと明確にするということになるんでしょうかね。

（平尾部活動振興課長）

お答えになるかわからないですけど、1つの理由としまして、今、学校部活動が教員の働き方改革ということで、顧問の教員、部活動の数もどんどん、子どもの減り以上に減っているんですね。

例えば、吹奏楽部が自分の学校に無くて、隣の学校にあるもんだからやりたいという意見が、これ吹奏楽部に限らずいろんな種目で、1つの学校ではその活動が成り立たない、人数が集まらないというところがあるものですから、そういうのも学校の縛りを取りまして、地域というような形でもう少し、名古屋市ですと割と密度高いもんですから、お互いの学校とかも近いので、比較的そういったところで、隣の学校でやりたいものがあればそこに参加できるというのが1つの、それがすべてではないですけど、1つのメリットかなというふうな子ども達から見てどうなっているかということを確認してるところなんです。

（中谷委員）

それはメリットになると思うので、是非わかりやすく、こういうふうなことが可能になりますと、限られた日数、時間ですけど、というのはあるんじゃないかなあと。

ただやっぱり、スポーツを通じて成長するってことは多分あって、それをちょっと今までは少し重く受けとめているかもしれませんが、やっぱり、本当に強くなりたければやっぱり朝昼晩、土日は練習しているクラブチームとか、たくさんありますし。3時間というのは、やっぱり大人目線の話でもあるので、ちょっとそれでのメリットということをはっきりさせた方がいいと思いました。

（山本委員）

やっぱり私は、勝つクラブとか、部活をやっていたんですけど、それが全てだとは全然現在は思っていないし。でも、やっぱり、さっきの話もそうですが、頑張っている方の人をそこを切っちゃって、あまりやりたくない人に合わせている。一生懸命頑張って毎日我慢も少しはしながら学校行っている人よりも、そうじゃない人に手を差し伸べるとか。

なんか、一番根本のところなぜ頑張っている人を応援してくれないのかなというのが私はあって、先程の吹奏楽はすごくわかるんです。吹奏楽は、指導

者が良くないともう絶対だめなんですよね。汐路なんかずっといい人が来てくれてるんですけど、汐路でやる人が少ないんだったら、隣の学校からも、部活の時間になったら来ていいじゃないですか。やる人が少ないんだったら、名古屋は、郡部とは違うので、学校までの距離が近いわけだから、もうそこまで切り離しちゃって参加して、3校でも、4校でもいいですけど、親が吹奏楽へ出したいんだったら港区からでも来ればいいし、そうすれば頑張ってる子も報われるしと思うんですけど。

なんかその部分、この先生教えてもらいたい、ここの学校に来たのについて思っているのに、週5日間で、そのうちテストがあつたらできないとか、今は職員会があつてもできないとか、いろんなことがあるんで、何か、切り離し方がちょっと変だなというの私も思います。

先程の、不登校のものもそうですけど、どこで子どもは頑張ることとか、我慢することとか、覚えるんだろうかというのは、ちょっと外れてますけど話が、どこで教えるんだろうという、すごく不安な感じですよ。頑張る子ももちろんいますけど、その子達が嫌だつたらこっち行って、辛かつたら数減らそうとか、そうなった時に社会に出た時も、ずっとそれが続くかっていったら、すごい続かないんですよ。一般社会に出た時に、きっと我慢しなきゃいけないことはたくさんあつて、理不尽なこと言われてもやらなきゃいけなかったり、もちろん会社も変わってきているので、昔みたいに上からわって言われてというのはあつてはならないですけど、でもやっぱり自分がやりたいこととは違うことを、やらなきゃいけないんですけど。そこを誰がいつ教育をしていくんだろうかというのは、そういう部活だつたり、理不尽なことがありながらも頑張るとか、子どもが一番初めに触れる社会だと思うんですよ、部活動って。だから、やるならちゃんとやればいいし、もう離しちゃうんだつたら別に学校がやらなくてもいいのかなって。もう何か中途半端だなというのはすごい感じるんですけど。

(坪田教育長)

おっしゃるとおり、今、過渡期なので、こういう形になる。最終的には完全に切り離すかもしれませんし、また戻ってくる可能性もあるかもしれませんね。指導要領は若干切り離す方向で議論が進むんだと予測してますけれども。

(山本委員)

今入ってるので。

(坪田教育長)

今は学校教育の一環としてとなくなっていますけど、あれがやっぱりちょっと縛りが大きいんじゃないかということで、もう少し、セパレートした形で。

(山本委員)

逆に小学校は学校が関与しなくてもいいんじゃないかなと私は思ったり。今の小学校の部活動は、やっぱり部活動じゃないので。あれをわざわざ何十億もかけて、15億でしたっけ、お金をかけて、それこそ、家にいられたら困るという親のために、やっているのはすごくもったいないし。子ども達も特に技術が高まるわけでもないし、心が育つかというとそうでもないし。見聞きしてるだけですから、実際本当に、入ってやってる方は違うかもしれないんですけど。もう離しちゃってもいいような気がしますし。

(坪田教育長)

小学校部活動も今一度、検討課題ですね。熊本市などは、名古屋と同じようにやっていたのが結局もうほとんど廃止されてしまったというところがあります。

(平尾部活動振興課長)

ご指摘のとおり小学校の部活動は、令和2年度から8区、令和3年度から全区できて、これでもうだいぶ年数がたって、事業者も替わって、いろいろ今年あったんですけども。確かに実際やってみると、最初立ち上げたときは誰もが楽しくというところを重きを置いてたところで。議会の方でも確かに、学年があがったりですとか、上達が早い子なんかは、少し退屈というか、そういったところを少しまた、きちっと見直す時期に来てるかなというに思っておりますのでよろしくお願いします。

(坪田教育長)

今後、4月にまたいろいろ基準を発表したりとか、少しずつ10月に向けてスケジュールを詰めていくわけですね。もっと世の中にもいろいろと意見を晒しながら、やっていった方がいいです。例えば、バスケだったらどうなるんだみたいな。さっき言ったようにね、クラブがあって、部活があってとか。吹奏楽はどうなるんだというか、ちょっとわかりやすいもので、シミュレーションしていかないと、何か見えない部分とか気付かないところがあるかなと思うんですね。

(中谷委員)

中学校区とかそういう単位のイメージがあるならそれを見せていただく方が、例えば複数の中学校区単位でこんなふうなことを考えている、そういうのがある方が、だったらこういうことができるのかなとかいうことになるんじゃないのかなと思いました。

小学校はトワイライトが名古屋市は充実しているので、習い事程度であれば

それもできるというか、地域の方のスポーツとか、少し運動みたいなこともあるから、すごくそれは名古屋の独自性というか、かなり予算も入っていますし、と思うんです。

(坪田教育長)

仮に私が今、中学生だったら、本当に平日は部活をやらずに、土日はeスポーツをやるという選択をすると思いますね。子どものいろんなニーズが受けとめられる形になればいいと思います。

いろいろと、今後も詰めて、課題はあると思いますので、またご提案をいただき、吸収しながらやっていく必要があると思いますので。今回はこの今の段階ということで、一つずつピン止めして、クラブチームとか学校にいろいろと情報を流していかなくちゃいけないというところで、年度末に来て、今この段階ということでご理解いただけたらというふうに思います。

それでは、報告第24号「名古屋市における土・日曜日のクラブ活動の実施方針について」の説明を終わらせていただきたいと思います。

それでは、日程第5、報告第25号「博物館展示室リニューアル改修その他電気工事の工事請負契約の締結について」から日程第7、報告第27号「博物館リニューアル改修外構その他電気工事の工事請負契約の締結について」まで、以上3件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(佐藤博物館の魅力向上担当課長)

本件は、名古屋市博物館のリニューアル改修にあたりまして、電気工事を実施するものでございます。

3件それぞれが展示室に関わるもの、弱電設備に関わるもの、外構に関わるものという3つに分かれているものでございます。

本件は、2億円以上6億円未満の契約を締結した場合、議会へ報告することとなっておりますので、本件を教育委員会へ報告するものでございます。

次のページをご覧ください。工事のスケジュールを掲載してございます。

本件は、上から2番目、第二期工事にあたりまして、令和8年の7月までの契約になってございまして、工事が完了した後、速やかに同年夏にプレオープンイベントということで、特別展の開催を予定しているところでございます。

次のページをご覧ください。契約締結に至った経緯をまとめてございます。

9月4日に建築工事について、一般競争入札で公告いたしました但、不調となりまして、この本件電気工事につきましては、建築工事と同時に実施するものでございますので、この時点で電気工事も予定していた一般競争入札を公告前に停止することといたしました。続きまして10月25日にこの入札の時と同じ条件で、見積もり募集を公開で実施いたしました。しかし、電気工事につきましては、参加者が無く不成立となりました。その後、参加者が無かったことに

ついて、業者にいろいろ聞いたりする中で、工事規模が大き過ぎて参加ができないという意見がございましたので、それを踏まえ、業者が参加しやすくなるよう、工事内容を見直しまして、この1件の電気工事を4件に分割して行いました。4件を令和7年1月6日に再度募集をいたしました。1月30日に見積もり合わせを実施したところ、この4件のうち2件は1者より見積もり提出がございましたのでその提出したものを、他の2件は複数者より提出されたので、最も低廉な見積書を提出された者を契約候補者と決定いたしました。

この4件のうち、今回はその3件が報告事項でございます。なお、4件のうちの1件につきましては、契約金額が6億円を超えましたので、議会の議決に付すべき契約となりましたので、教育委員会の2月定例会においてご審議をいただいたところでございます。

続きまして緊急随契をした理由でございます。現在、令和8年の9月から10月にかけて開催されますアジア競技大会、アジアパラ競技大会に合わせて開催する特別展の準備を進めているところでございまして、国外の博物館と協力関係にございます。仮に再度入札を行いまして工事が遅延し、特別展が開催されない場合、国内外の関係者からの信頼を失うことにより、今後の博物館における展覧会誘致活動におきまして重大な支障が生じることから、緊急随意契約を締結したところでございます。

各工事の契約金額、契約の相手方等は各資料に掲載してございます。簡単でございますが、説明は以上でございます。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(坪田教育長)

特にご意見もないようですので、報告第25号「博物館展示室リニューアル改修その他電気工事の工事請負契約の締結について」から報告第27号「博物館リニューアル改修外構その他電気工事の工事請負契約の締結について」までの説明を終わらせていただきます。

日程第1、3、25及び26については非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後5時45分終了